

# 5 耐震に関する補助制度について

昭和56年5月31日以前の耐震基準(旧耐震)で建てられた  
木造住宅の所有者の方へ

## 耐震化のための 補助金のお知らせ



今後想定されている巨大地震で倒壊等の危険性が高いのは  
昭和56年以前の基準で建てられた木造住宅です。  
あなたのお家は大丈夫ですか？



木造住宅の耐震化には補助制度もあるよ。  
耐震改修の補助金は令和3年度から  
**最大100万円**に増えているよ！  
お問合せ・申し込みはこちら  
**086 - 803 - 1445**  
岡山市役所 建築指導課 建築安全推進係  
※補助申請は4月中旬より受付開始となります。



### 木造住宅に対する補助金（旧耐震で2階建て以下の住宅が対象です）

#### ①耐震診断

床面積	費用	補助金	自己負担額
200㎡以下	71,200円	60,000円	11,200円
200㎡～300㎡	80,300円	68,000円	12,300円

#### ②補強計画の検討

※耐震診断と補強計画は床面積ごとで、それぞれ一律の補助金となります。

200㎡以下のお家だと、**実質約2万円**で  
建築士が補強計画の検討まで  
してくれるんだね。



#### ③耐震改修工事

工事の内容	補助金(最大)		補助率
		高齢者等の場合	
耐震改修(全体改修)	<b>100万円</b>		耐震改修費用の4/5
部分改修	20万円	40万円	部分耐震改修費用の1/2
耐震シェルター設置	10万円	20万円	設置費用の1/2
防災ベッド等設置	5万円	10万円	設置費用の1/2

木造住宅の耐震補助制度の詳細については  
岡山市のホームページ(右記二次元バーコード)をご確認ください。



### 危険なブロック塀等撤去に関する補助制度について

#### 「対象となるブロック塀について」

- 以下の条件を全て満たすものです
  - 1.市内に存するもの
  - 2.避難道路に面しているもの
  - 3.高さが1m以上のもの
  - 4.境界線からの距離<高さであること
  - 5.危険なブロック塀等であること



#### 「補助額について」

- 補助額は、以下①と②の額を比べて少ない額の2/3です。(上限額15万円まで)
  - ①対象となる部分の撤去に要する費用(見積額)
  - ②対象部分の「長さ×9000円/m」の額

危険なブロック塀等撤去補助制度の詳細については  
岡山市のホームページ(右記二次元バーコード)をご確認ください。



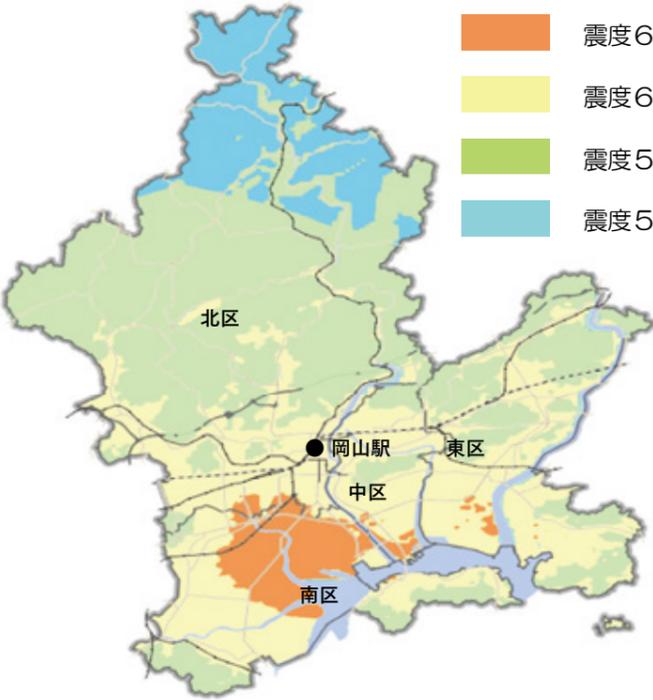
# 1 巨大地震はいつくるかわからない

南海トラフ巨大地震が起これると  
岡山市で**最大震度6強**の揺れが想定されています

南海トラフ巨大地震による震度分布図

【凡例】

- 震度6強
- 震度6弱
- 震度5強
- 震度5弱



● 震度分布図のとおり、市南部を中心に**市内全域で激しい揺れが想定**されています。

● 昭和南海地震(昭和21年12月)

- ▶ マグニチュード8
- ▶ 西大寺で震度6を観測
- ▶ 4～10分近くの揺れ
- ▶ 約1200戸の家屋が全壊

**6強**




耐震性が高い      耐震性が低い

**【震度6強】**

- はわないと動くことができない飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

出典:気象庁HP 震度について <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/shindo/>

# 3 地震に強い住宅にするには

ステップ①～③(補助)で地震に強い住宅にしていきます

**① 耐震診断**

▼

**② 補強計画の検討**

▼

**③ 耐震改修工事**

- 専門家(木造住宅耐震診断員の資格を持った建築士)が現地調査を行い、住宅の耐震性の有無を確認します。
- 耐震診断の結果、耐震性が無いと判断された住宅に対して、補強方法の検討を行います。専門家とあなたの住まいについて考えます。
- 補強計画に基づき、柱、壁、基礎などの補強工事を実施します。

耐震診断は、人でいう健康診断のことだね。健康診断の結果が悪かったら治療しないといけないね。



# 2 地震被害が大きい住宅とは

倒壊の危険性が特に高いのは**旧耐震の木造住宅**です

損傷度の基準

損傷度	無被害	小破	中破	大破	倒壊
状態					
傾斜	なし	なし	小 (1/60程度)	大 (1/20程度)	倒壊・崩壊
建物利用	可能	可能 (要点検)	可能 (要修繕)	困難	不可能

**昭和56年5月31日を境に建築基準法の耐震基準が大きく変わりました。**

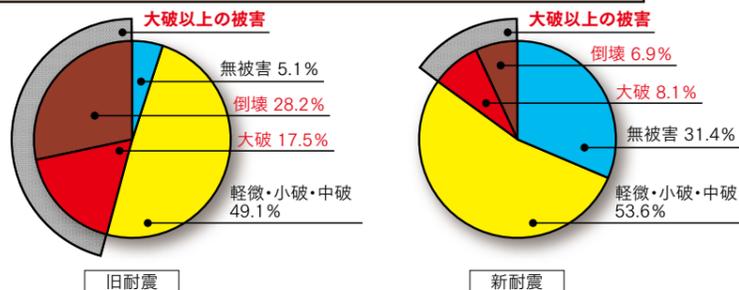
- 旧耐震: 昭和56年5月以前の耐震基準で建てられた建物
- 新耐震: 昭和56年6月以降の耐震基準で建てられた建物

● 平成28年4月に発生した熊本地震では、益城町の中心部で**旧耐震の木造住宅に大きな被害が発生**

耐震基準	大破以上の割合
旧耐震	45.7%
新耐震	15.0%

- 大破以上の被害では使用が不可能あるいは困難
- 中破以下の被害では、修繕により再利用可能

熊本地震における益城町中心部の被害(木造住宅)  
(日本建築学会の全体調査より)



# 4 木造住宅の耐震改修補助とは

①耐震診断

②補強計画の検討

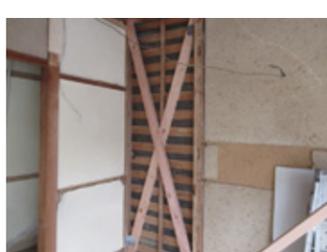



①はお家の天井を調べている写真だよ。  
②は専門家が今のお家について説明してくれている写真だよ。

※写真はイメージです

③耐震改修工事

(※補強方法等は数多くあり、あくまで改修の参考例です。)






筋かい補強

構造用合板補強

金物補強

基礎補強

○ その他の耐震改修工事

- 屋根の軽量化を含めたバランスの良い耐震計画
- 老朽箇所の補修による劣化度の改善 など

